

2 花巻市病後児保育室を開設します

花巻市では、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを目的として、平成29年7月10日から新たに病後児保育室を開設します。

病後児保育とは、病気の回復期にあるものの家庭の都合で保育ができず、保育所等での集団生活も困難な状態のお子さんを保育するものです。

花巻市病後児保育室では生後6か月から小学校6年生までのお子さんを、平日午前8時から午後6時まで施設専属の看護師と保育士がお預かりします。

利用にあたっては事前の登録制とし、医療機関の診察を受けているお子さんをお預かりします。

利用料金は1日2,000円で、利用時間が5時間未満の場合は半額の1,000円となります。

1 対象児童（以下の3つの要件を全て備えること）

- ・市内に居住する児童、又は市内の保育施設等若しくは市内の小学校に在籍している生後6か月から小学校6年生までの児童
- ・傷病の回復期にある児童
- ・勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭等保護者のやむを得ない理由により、家庭で保育を受けることが困難な児童

2 利用定員

利用定員は1日につき3名まで

*但し、開所後1か月程度は2名以内で運営する

3 利用料

日額2,000円（利用時間が5時間未満の場合は1,000円）

4 施設の種類

花巻市花城町7番21号（元総合花巻病院官舎を賃借）

電話 0198-23-2063

5 利用の申し込み

- ・病後児保育を希望する場合は、所定の様式により事前の登録が必要となります
- ・施設を利用する場合は、利用申込書の提出が必要となります
- ・当日お預かりする前に看護師が検温や問診を行い、お預かりすることが困難であると判断した場合には、お断りすることがあります（38度以上の熱や、激しい嘔吐・下痢の場合など）

6 受け入れ可能な症状の目安

医療機関の診察を受けている児童で、下記に該当する児童

- ・38度未満の場合
- ・インフルエンザにあっては発熱が治まり38度未満の状態である場合
- ・嘔吐、下痢を伴う病気の場合は症状が落ち着いている場合

7 その他

- ・お預かりしたお子さんの容体が変化した場合は保護者にお迎えをお願いします
- ・病後児保育室に医師は常駐しませんが、急を要する場合は提携する医療機関にて受診・治療を受ける場合があります
- ・お子さんの症状によっては定員に満たない場合でもお断りする場合があります

<担当 教育委員会教育部 こども課 45-1311 内線345>